（3）所有権移転外リースの場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

※ 所有権移転リースであって、リース会社が固定資産税を負担する場合も該当します。

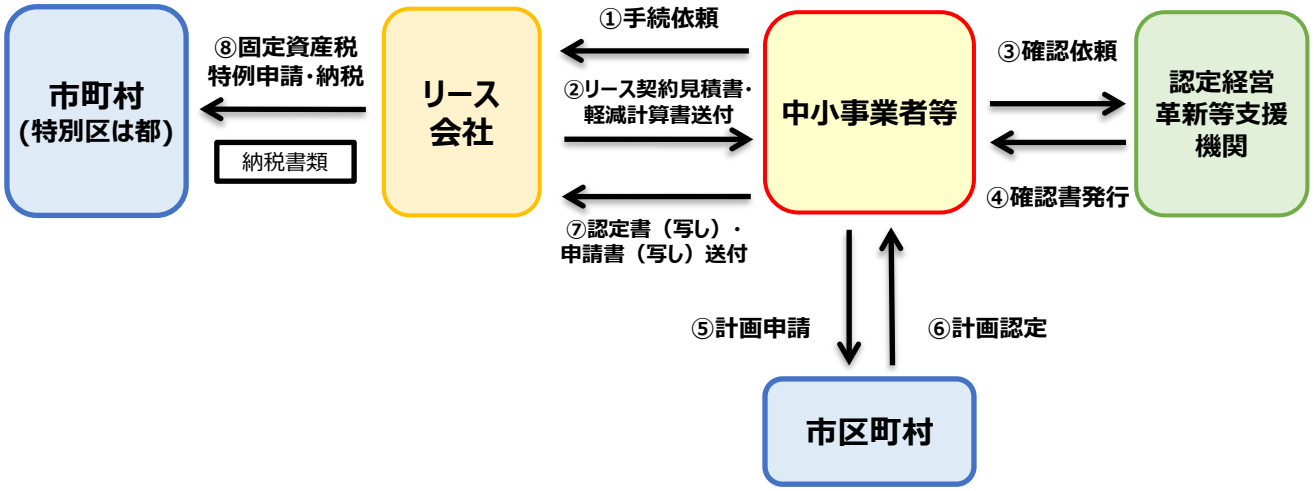

- 固定資産税を負担するリース会社が特例を利用し、その軽減分をリース料から減額することで中小事業者等に還元する仕組みです。
- リース契約見積書、(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書が必要になりますので、詳しくはリース会社にご相談ください。

① 中小事業者等は、設備を決定し、リース会社に手続きを依頼します。**この際、賃上げ方針の表明の有無についてもあわせてリース会社にご連絡ください。**

② リース会社は、リース契約見積書と(公社)リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書を中小事業者等に送付します。

③・④ 認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において、**「先端設備等導入計画」の内容（直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均３％以上向上することが見込まれるか）**及び**「投資計画」の内容（年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれるか）**を確認し、それぞれ確認書を発行。

⑤ 中小事業者等は、先端設備等の種類を記載した認定申請書とともに、②のリース会社から入手した書類（リース契約見積書、軽減計算書）の写し、④の認定経営革新等支援機関の確認書を添付して、市区町村に計画申請します。

※リース会社から入手した書類については、中小事業者等が保管してください。

⑥ 市区町村は、認定書を設備ユーザーに交付します。

⑦ 中小事業者等は、リース会社に認定書の写しと認定申請書の写しを送付します。

⑧ リース会社が自治体に納税手続を行います。

（注）本手続きを行った場合でも、税務の要件（取得価額や中古資産でない等）を満たさない場合は、税制の適用を受けられないことにご注意ください。